

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 00 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 16)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 3 0 報)

2024 年 2 月 6 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [2 月 6 日 1 1 時 0 0 分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 2 月 5 日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 2 月 5 日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 2 月 5 日] ・構内排水路 排水路流量と分析結果 [採取日 1 月 1 9 日 ~ 1 月 2 5 日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 2 月 1 日、2 月 5 日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 1 2 月 2 5 日、2 月 5 日] ・海水分析結果<発電所から 3 km 以内> [採取日 2 月 5 日] ・地下貯水槽 (周辺観測孔) 分析結果 [採取日 2 月 5 日] ・地下貯水槽 (ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 2 月 5 日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し (注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

(2 / 16)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ
2024年2月6日 11:00現在

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 1.9 m ³ /h CS系: 1.9 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 15.6 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 12.9 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 15.1 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 25.9 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 29.5 °C	スカーション上部温度 (TE-2-3-69F1): 17.5 °C RPV底部ハット上部温度 (TE-2-3-69H1): 17.7 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 15.2 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 15.2 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 26.1 °C SUPPLY AIR D/W COOLERHVH2-16B (TE-16-114G#1): 26.3 °C	PCV温度 (TE-16-002): 16.1 °C 格納容器内温度供給空気温度 (TE-16-114F#1): 16.9 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.31 kPa g	3.29 kPa g	0.51 kPa g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 16.24 Nm ³ /h (JP-A): 14.56 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 6.32 Nm ³ /h RPV-B: 6.17 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 7.61 Nm ³ /h RPV-B: 7.75 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	25.6 m ³ /h	17.08 Nm ³ /h	23.05 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水蒸気量 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.08 vol% B系: 0.07 vol%	A系: 0.20 vol% B系: 0.19 vol%	
原子炉格納容器 放射線濃度 Xe135) ※2	A系: 指示値 1.36E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 5.25E-04 Ba/cm ³ B系: 指示値 1.19E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.64E-04 Ba/cm ³	A系: 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm ³	A系: 指示値 - Ba/cm ³ 検出限界値 - Ba/cm ³ B系: 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm ³	※6 ※6
使用済燃料プール 水温度	19.9 °C	19.1 °C		※5
FPC 排水の 水位	4.48 m	4.32 m	2.43 m	29.9 X100mm

※1: 原子炉格納容器内の排気流量は、(A)系と(B)系に分けて検出される。 (A)系は原子炉格納容器内より、(B)系は原子炉格納容器外より排出される。

※2: 原子炉格納容器内の放射線濃度は、Xe135の濃度を指す。Xe135は原子炉格納容器内の放射線濃度を示す。

※3: 原子炉格納容器内の窒素封入流量は、(A)系と(B)系に分けて検出される。 (A)系は原子炉格納容器内より、(B)系は原子炉格納容器外より排出される。

※4: 原子炉格納容器内の排気流量は、(A)系と(B)系に分けて検出される。 (A)系は原子炉格納容器内より、(B)系は原子炉格納容器外より排出される。

※5: 原子炉格納容器内の排気流量は、(A)系と(B)系に分けて検出される。 (A)系は原子炉格納容器内より、(B)系は原子炉格納容器外より排出される。

※6: 原子炉格納容器内の放射線濃度は、Xe135の濃度を指す。Xe135は原子炉格納容器内の放射線濃度を示す。

【備考事項】
各計測機については、測機やその後の事後検査の結果を要して、通常の使用状態条件下
を計測しているものもあり、正しく測定されておらず、信頼性のある計測結果も存在している。
プラントの状況を把握するため、このような計測の不確かさを考慮し、最終
の計測結果が与えられる状態を使用して、表の値も目印として目的別に利用している。

(4/16)

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2024/02/05 06:35	< 3.9E+00	< 4.0E+00	8.8E+01
2号機サブドレン	2024/02/05 06:40	< 1.3E+01	2.6E+01	1.8E+03
3号機サブドレン	2024/02/05 06:46	< 4.2E+00	< 5.4E+00	< 5.2E+00
4号機サブドレン	2024/02/05 06:50	< 2.2E+00	< 4.8E+00	< 3.1E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
槽内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(5/16)

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2024/02/05 06:50	< 2.2E+00	< 4.8E+00	< 3.1E+00
プロセス主建屋北東	2024/02/05 07:20	< 3.4E+00	< 4.9E+00	< 3.7E+00
プロセス主建屋南東	2024/02/05 07:25	< 4.1E+00	< 5.1E+00	< 4.2E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2024/02/05 07:10	< 3.6E+00	< 3.9E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南西	2024/02/05 07:35	< 3.0E+00	< 4.0E+00	< 3.6E+00
焼却工作建屋西側	2024/02/05 07:15	< 5.4E+00	< 4.2E+00	4.3E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2024/02/05 07:05	< 5.0E+00	< 4.2E+00	< 5.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2024/02/05 07:30	< 2.8E+00	< 3.7E+00	< 3.6E+00

・不等号 (<) : 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E+00とは、 0.0×10^{00} であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^{01} で31、3.1E+00は 3.1×10^{00} で3.1、3.1E-01は 3.1×10^{-01} で0.31と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

(6/16)

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2024/02/05 06:38	8.9E+00	< 5.0E-01	4.0E+00
物揚場排水路	2024/02/05 06:47	< 2.9E+00	< 7.0E-01	< 7.6E-01
K排水路	2024/02/05 06:00	5.4E+00	< 7.7E-01	3.7E+00
BC排水路	2024/02/05 06:00	< 3.2E+00	< 5.4E-01	< 5.3E-01
D排水路	2024/02/05 06:42	< 3.2E+00	< 5.0E-01	< 6.0E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

・採取当日の降雨量は11 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

(7/16)

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 排水路流量と分析結果 (全β・H-3・γ)

採取地点	採取日時	降雨量 (mm/日)	流量 (m ³ /秒)	分析項目			
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2024/01/19 06:41	0.0	0.002	3.1E+00	—	< 7.4E-01	1.8E+00
	2024/01/20 06:35	0.0	0.002	< 3.3E+00	—	< 4.2E-01	2.4E+00
	2024/01/21 07:41	102.5	0.042	8.5E+00	—	< 9.5E-01	2.1E+00
	2024/01/22 07:15	5.5	0.016	5.2E+00	—	< 6.3E-01	1.7E+00
	2024/01/23 07:46	0.0	0.004	4.8E+00	—	< 5.0E-01	4.9E+00
	2024/01/24 07:55	0.0	0.002	5.6E+00	< 6.9E+00	< 6.0E-01	3.1E+00
	2024/01/25 07:55	0.0	0.002	5.0E+00	—	< 5.0E-01	3.7E+00
物産場排水路	2024/01/19 06:36	0.0	0.004	< 3.6E+00	—	< 3.8E-01	8.0E-01
	2024/01/20 06:45	0.0	0.004	< 3.3E+00	—	< 6.5E-01	< 5.7E-01
	2024/01/21 07:45	102.5	0.008	8.5E+00	—	< 5.2E-01	4.2E+00
	2024/01/22 07:23	5.5	0.007	6.8E+00	—	< 4.8E-01	4.4E+00
	2024/01/23 07:41	0.0	0.005	< 3.0E+00	—	< 5.0E-01	1.8E+00
	2024/01/24 08:05	0.0	0.005	< 3.3E+00	< 6.9E+00	< 5.2E-01	1.3E+00
	2024/01/25 08:02	0.0	0.005	< 2.8E+00	—	< 4.5E-01	1.2E+00
K排水路	2024/01/19 06:00	0.0	0.008	4.3E+00	—	< 6.5E-01	2.1E+00
	2024/01/20 06:00	0.0	0.006	< 3.3E+00	—	< 5.5E-01	2.7E+00
	2024/01/21 06:00	102.5	0.028	3.0E+01	—	< 4.3E-01	2.5E+01
	2024/01/22 06:00	5.5	0.026	5.8E+01	—	7.4E-01	5.1E+01
	2024/01/23 06:00	0.0	0.013	2.5E+01	—	< 4.7E-01	1.5E+01
	2024/01/24 06:00	0.0	0.010	1.1E+01	7.6E+01	< 6.0E-01	8.7E+00
	2024/01/25 06:00	0.0	0.010	7.6E+00	—	< 5.0E-01	7.2E+00
BC排水路	2024/01/19 06:00	0.0	0.005	< 2.9E+00	—	< 5.7E-01	< 6.2E-01
	2024/01/20 06:00	0.0	0.006	< 3.3E+00	—	< 4.5E-01	< 5.2E-01
	2024/01/21 06:00	102.5	0.157	3.2E+00	—	< 6.5E-01	8.1E-01
	2024/01/22 06:00	5.5	0.070	8.8E+00	—	< 4.5E-01	< 4.6E-01
	2024/01/23 06:00	0.0	0.021	8.0E+00	—	< 6.7E-01	< 6.2E-01
	2024/01/24 06:00	0.0	0.017	7.6E+00	< 7.0E+00	< 4.3E-01	< 5.7E-01
	2024/01/25 06:00	0.0	0.014	4.1E+00	—	< 7.3E-01	< 6.2E-01
D排水路	2024/01/19 06:45	0.0	0.022	< 2.9E+00	—	< 3.5E-01	< 4.9E-01
	2024/01/20 06:40	0.0	0.016	< 3.3E+00	—	< 6.7E-01	< 6.2E-01
	2024/01/21 07:38	102.5	0.087	2.7E+00	—	< 7.6E-01	1.5E+00
	2024/01/22 07:19	5.5	0.038	< 3.1E+00	—	< 5.3E-01	< 6.3E-01
	2024/01/23 07:50	0.0	0.012	< 3.0E+00	—	< 6.0E-01	< 6.7E-01
	2024/01/24 08:00	0.0	0.009	< 3.8E+00	< 6.9E+00	< 6.0E-01	< 8.8E-01
	2024/01/25 07:58	0.0	0.011	< 3.9E+00	—	< 7.2E-01	< 6.5E-01
5,6号機排水路	—	—	—	—	—	—	—

・不符号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E+0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・流量以外は既にお知らせ済み。

(8/16)

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
No.0-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	2024/02/01 05:48	7.4E+01	7.2E+03	< 2.1E-01	< 2.1E-01	< 2.6E+00	< 9.4E-01	4.6E-01	2.5E+01	-	
No.0-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-9 ※1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-11		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-14		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-16		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-17		-	-	-	-	-	-	-	-	-	

*不符号 (<: 検出限界未満 (ND) を表す。

*測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

*O.L.値とは、 0.0×10^0 であることを示す。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 であり、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 であり、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} であり、 0.31 と表記。

*H-3以外の項目は概ねお知らせ済み。

*※1 No.0-9は、採取器による採取であるため、精度は劣りますが、全βは参考値としてご報告に頂戴。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目					Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
				Co-60 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Fe-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)			
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水											
No.2	2024/02/01 07:33	1.9E+02	1.7E+02	< 3.5E-01	< 2.6E-01	< 2.6E+00	< 1.1E+00	< 3.1E-01	1.3E+01		
No.2-2	2024/02/01 07:52	1.8E+02	< 1.2E+02	< 1.3E+00	< 1.0E+00	< 1.2E+01	< 6.0E+00	< 1.6E+00	7.5E+01		
No.2-3	2024/02/01 07:57	2.1E+04	3.0E+03	< 3.4E-01	< 2.8E-01	< 2.8E+00	< 1.6E+00	< 4.1E-01	1.4E+01		
No.2-5 ※2											
No.2-6											
No.2-7											
No.2-8	2024/02/01 07:36	4.7E+03	5.2E+02	< 3.8E-01	< 3.3E-01	< 3.3E+00	< 1.4E+00	< 5.4E-01	1.1E+01		
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水											
No.3	2024/02/01 07:28	3.0E+02	2.3E+03	< 3.9E-01	< 3.2E-01	< 5.0E+00	< 2.4E+00	1.4E+00	8.4E+01		
No.3-2	2024/02/01 07:43	6.3E+02	6.8E+02	< 1.5E+00	< 1.3E+00	< 9.6E+00	< 3.3E+00	< 1.1E+00	1.0E+01		
No.3-3	2024/02/01 07:48	1.2E+03	1.4E+03	< 6.8E+00	< 3.7E+00	< 3.4E+01	< 1.6E+01	< 3.9E+00	1.1E+02		
No.3-4	2024/02/01 07:23	3.5E+01	2.1E+02	< 1.2E+00	< 7.8E-01	< 6.2E+00	< 2.6E+00	< 1.0E+00	1.7E+01		
No.3-5 ※2	2024/02/01 07:20	3.0E+01	< 1.2E+02								2.2E+02
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水											

・不検出 (<: 小文字) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E+0とは、0.0x10⁰であることを意味する。

・(01) 3.1E+01は3.1x10¹で31, 3.1E+00は3.1x10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1x10⁻¹で0.31と読み。

・H-3以外には型名を知らせず。

※2 No.2-5, No.3-5は、取水計による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としてY測定に測定。

(10/16)

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	分析項目					Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			その他総抽出値	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)			
No.0-1	2024/02/05 07:11	1.3E+02	< 1.4E+00	< 2.2E+00	< 1.6E+01	< 7.1E+00	< 2.3E+00	< 2.3E+00	4.0E+01	-
No.0-1-2	2024/02/05 07:15	3.3E+03	< 2.9E-01	< 3.7E-01	< 3.6E+00	< 1.5E+00	< 5.9E-01	< 5.9E-01	1.2E+01	-
No.0-2	2024/02/05 07:02	3.1E+01	< 3.4E-01	< 3.6E-01	< 3.1E+00	< 1.3E+00	< 5.8E-01	< 5.8E-01	1.6E+01	-
No.0-3-1	2024/02/05 07:18	< 1.3E+01	< 2.4E-01	< 2.1E-01	< 2.3E+00	< 8.8E-01	< 2.6E-01	< 2.6E-01	4.7E+00	-
No.0-3-2	2024/02/05 07:23	4.9E+02 *	< 3.5E-01	< 3.8E-01	< 5.5E+00	< 2.3E+00	2.0E+00	2.0E+00	1.0E+02 *	-
No.0-4	2024/02/05 07:06	< 1.4E+01	< 4.2E-01	< 3.2E-01	< 3.5E+00	< 1.5E+00	< 6.0E-01	< 6.0E-01	1.3E+01	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2024/02/05 07:30	2.4E+01	-	-	-	-	-	-	-	6.7E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を示す。
*測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

*0.0E+00とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 No.1-9は、排水路による採取であるため、γ測定は実施せず、今回は参考値として算出している。

*過去最高値

【護岸地下水観測孔、分析結果 (全β・γ・塩素)】および「2020年8月31日以前公表資料
「福島第一港湾内、放水口付近、護岸の観測孔分析結果、護岸地下水」で過去に示した値との比較

(11/16)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mo-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	2024/02/05 07:38	1.9E+02	< 2.9E-01	< 3.4E-01	< 2.3E+00	< 9.3E-01	< 3.4E-01	5.5E+00	-
No.2-2	2024/02/05 07:50	1.6E+02	< 1.4E+00	< 2.2E+00	< 1.3E+01	< 6.9E+00	1.9E+00	7.5E+01	-
No.2-3	2024/02/05 07:46	2.7E+04	< 2.6E-01	< 2.4E-01	< 2.5E+00	< 1.1E+00	< 3.8E-01	1.0E+01	-
No.2-5 *2	2024/02/05 07:55	1.3E+05	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2024/02/05 07:42	3.0E+02	< 3.6E-01	< 3.1E-01	< 3.2E+00	< 1.3E+00	< 4.2E-01	9.9E+00	4.8E+02
No.2-8	2024/02/05 07:35	3.9E+03	< 3.1E-01	< 3.5E-01	< 3.7E+00	< 1.4E+00	< 3.6E-01	7.4E+00	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-

* 不平等 (<:小回り) は、検出限界未満 (ND) を表す。

* 測定対象が未検出の場合、項目は「-」と記す。

* O.E.F.Oとは、 0.0×10^0 であることと意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と表記。

*2 No.2-5, No.3-5は、排気筒による採取であるため、測定は実施せず。本日は参考値としてこの項後に記載。

(12/16)

2024年2月6日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

海水分析結果〈港湾内〉(全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
IF 物揚場前	2023/12/25 07:05	1.6E+01	< 1.5E+00	9.7E-03	< 3.1E-01	< 2.9E-01
IF 1~4号機取水口内北側 (東減除塩北側)	2023/12/25 06:59	< 1.4E+01	2.3E+00	< 1.2E-01	< 3.1E-01	8.5E-01
IF 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/12/25 07:00	1.7E+01	2.3E+01	4.1E-01	< 3.4E-01	2.3E+00
IF 港湾口	2023/12/25 06:54	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.8E-03	< 3.0E-01	< 3.1E-01
IF 港湾中央	2023/12/25 06:45	< 1.3E+01	< 1.5E+00	< 1.1E-01	< 3.1E-01	< 2.9E-01
IF 港湾内北側	2023/12/25 06:40	< 1.3E+01	< 2.0E+00	7.7E-03	< 3.3E-01	< 2.7E-01
WHOの飲料水水质ガイドライン ^{*1}			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

-不等号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (MD) を表す。
 -測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 -O.E±Oとは、 0.0×10^{50} であることを意味する。
 (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
 -Sr-90以外は図にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水质ガイドラインにおける、H-3, Sr-90, Cs-134, Cs-137の指標
 ・分析結果の判断については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(13/16)

2024年2月6日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/02/05 06:52	< 1.3E+01	< 2.8E-01	< 3.2E-01
1F 物揚場前	2024/02/05 06:34	1.5E+01	< 3.4E-01	< 2.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2024/02/05 06:28	< 1.3E+01	< 3.1E-01	3.7E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (通水壁前)	2024/02/05 06:55	< 1.3E+01	< 5.2E-01	2.3E+00
1F 港湾口	2024/02/05 07:04	< 1.2E+01	< 3.4E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2024/02/05 06:55	1.4E+01	< 2.8E-01	< 3.8E-01
1F 港湾内東側	2024/02/05 06:58	< 1.2E+01	< 3.8E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内西側	2024/02/05 06:53	< 1.2E+01	< 2.5E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内北側	2024/02/05 06:50	1.3E+01	< 2.8E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2024/02/05 07:01	< 1.2E+01	< 3.3E-01	< 2.4E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{*1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134; Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(14/16)

2024年2月6日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/02/05 07:54	1.2E+01	< 8.3E-01	< 6.7E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2024/02/05 07:00	1.4E+01	< 8.0E-01	< 6.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2024/02/05 07:35	< 1.2E+01	< 3.3E-01	< 3.8E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2024/02/05 07:54	< 1.2E+01	< 3.6E-01	< 3.3E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2024/02/05 08:04	< 1.2E+01	< 3.9E-01	< 2.8E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2024/02/05 08:10	1.4E+01	< 3.4E-01	< 2.5E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2024/02/05 08:23	< 1.2E+01	< 2.2E-01	< 3.1E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2024/02/05 07:45	—	< 3.1E-01	< 3.3E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2024/02/05 08:00	—	< 3.8E-01	< 3.3E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2024/02/05 08:16	—	< 2.8E-01	< 2.2E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2024年2月6日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（周辺観測孔）分析結果（全β）

採取地点	採取日時	分析項目	
		全β (Bq/L)	
地下貯水槽 周辺観測孔 (ⅰ～ⅲ)	A1	—	
	A2	2024/02/05 07:45	2.1E+01
	A3	2024/02/05 07:50	< 2.0E+01
	A4	2024/02/05 07:58	< 2.0E+01
	A5	—	—
	A6	—	—
	A7	—	—
	A8	—	—
	A9	—	—
	A10	—	—
	A11	—	—
	A12	—	—
	A13	—	—
	A14	—	—
	A15	—	—
	A16	—	—
	A17	—	—
	A18	—	—
	A19	—	—

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(16/16)

2024年2月6日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点		採取日時	分析項目
			全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—
		南西側	—
	ii	北東側	—
		南西側	—
	iii	北東側	2024/02/05 08:08
		南西側	—
	vi	北西側	—
		南東側	—
地下貯水槽 (滲えい検知孔水)	i	北東側	—
		南西側	—
	ii	北東側	—
		南西側	—
	iii	北東側	—
		南西側	—
海側観測孔	②	2024/02/05 07:35	3.0E+01
	⑦	—	—
	⑧	—	—

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読む。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 / 18時 30分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25331報)

2024年 2月 6日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25329報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンクAに貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 11時12分 ・排水終了 : 17時52分 ・排水量 : 99.6m ³ 排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。